

栄養ケア・マネージメントを バックアップいたします！

公益社団法人 山梨県栄養士会 栄養ケア・ステーション[®]

☆令和3年度介護報酬改定で、通所系サービス等で栄養改善が必要な利用者をも的確に把握し、適切なサービスにつなげていく観点から見直しが行われ、栄養アセスメント加算（50単位/月）が新設され、栄養改善加算（200単位/回）では必要に応じて居宅を訪問することができるようになりました。

山梨県栄養士会 栄養ケア・ステーションが管理栄養士をご紹介します

通所系サービス等における栄養ケア・マネージメントの充実

ポイント

- ★口腔機能低下や低栄養のおそれがある利用者を早期に確認し、必要なサービスにつなげる観点から、
 - ・介護職員による口腔と栄養に関する一体的なスクリーニングを評価
 - ・管理栄養士が多職種と共同して行う栄養アセスメントを評価
- ★栄養改善が必要な者に適切な栄養管理を行う観点から、管理栄養士が必要に応じて居宅を訪問して栄養改善サービスを提供することを評価

介護職員等が行う場合

<口腔・栄養スクリーニング加算(I)>
20単位/回 *6月に1回



スクリーニング内容（主なチェック項目）

口腔	硬い物を避け、柔らかい物ばかり食べる	
	入れ歯を使っている	
	むせやすい	
栄養	身長・体重	BMI 18.5未満
	1～6か月の体重減少	3%以上
	血清アルブミン値	3.5g/dl未満
	食事摂取量	75%未満

*把握できない項目は省略可

チェックした全員の情報を文書で提供

介護支援専門員

管理栄養士等が行う場合

<栄養アセスメント加算>50単位/月



アセスメント内容

- ・低栄養状態のリスク
- ・食生活状況等
- ・多職種連携による栄養ケアの課題 等

フィードバック

厚生労働省 LIFE

データ提出（利用者全員）

利用者又はその家族に結果を説明
*必要に応じ栄養食事相談等

低栄養状態等の利用者は情報共有し、サービス提供の検討を依頼

介護支援専門員



管理栄養士ご紹介について

公益社団法人 山梨県栄養士会 栄養ケア・ステーション

1 「業務委託契約書」を交す

栄養ケア・ステーションまでご連絡ください。
お電話等でご説明させていただきます

介護報酬・診療報酬における「栄養ケア・ステーション」は、公益社団法人日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」になります。
「認定栄養ケア・ステーション」と業務委託契約しても、診療報酬・介護報酬の請求はできませんのでご注意ください。

【連絡先】公益社団法人山梨県栄養士会 栄養ケア・ステーション
☎055-222-8140 E-mail yamaei@sky.plala.or.jp

2 担当管理栄養士のご連絡

当会 栄養ケア・ステーションより担当管理栄養士をお知らせいたします。
その後、担当管理栄養士よりご連絡いたします。

3 業務実施

事前の打ちあわせ通り、業務を実施いたします。



4 業務委託費用の精算

毎月末日締め、翌月中旬頃までに、請求書意を郵送いたします。
請求書に記載された指定口座までお振込みをお願いいたします。
・お振込み手数料につきましては恐れ入りますがご依頼元様でのご負担をお願いしております。

管理栄養士による居宅訪問を含む栄養改善の取組み(事例)

対象者: 82歳男性/要介護3/認知症高齢者(日常生活自立度Ⅱb)
妻と同居/老健併設通所リハ利用(週2回、昼食あり)

スクリーニング: 6か月間の体重減少6.4kg
(BMI19.2kg/ml・摂食嚥下リスク(一))

アセスメント:

- 通所での昼食時に、管理栄養士がミールラウンドを実施
→通所時の昼食は100%摂取し、むせや食べこぼしはなし
認知症のため在宅での食事の聞き取りが不可
- 管理栄養士による在宅訪問を実施
→妻に聞き取ったところ、本人の認知症や妻の知識不足のため
朝食及び通所時以外の昼食の欠食が原因と判明

6ヶ月後の目標:

- 体重56kg、必要栄養量 エネルギー1,750kcal/日、たんぱく質60g/日、水分1,620ml/日
- 朝食及び通所時以外の昼食で、エネルギー500kcal/程度を主食、主菜、副菜により摂取、

栄養改善サービス:

- 管理栄養士が月1回居宅を訪問し、朝食、昼食の献立について妻へ助言(初回-2回目の訪問時)
- その後の妻への状況確認や助言を継続(3-6回目の訪問時)
- 通所時、本人に対して管理栄養士や介護職員が3食の食事の大切さやおいしく食べているか声かけをし、食量や体重の改善が見られたら称賛
- リハビリテーションと食事摂取量との調整を随時実施